

*** 2009.01.19 Minshu Vol.63 No.1 p.97ff.

最二小判平成 21・1・19 民集 63・1・97：賃貸人の修繕義務の債務不履行による通常損害の範囲

店舗の賃借人が賃貸人の修繕義務の不履行により被った営業利益相当の損害について、賃借人が損害を回避又は減少させる措置を執ることができたと解される時期以降は被った損害のすべてが民法 4 1 6 条 1 項にいう通常生ずべき損害に当たるとすることはできないとされた事例。〔科目：損害賠償法〕

*** 2009.03.24 Minshu Vol.63 No.3 p.427ff.

最三判平成 21・3・24 民集 63・3・427：相続させる旨の遺言がされた場合における相続債務の承継

1 相続人のうちの 1 人に対して財産全部を相続させる旨の遺言により、相続分の全部が当該相続人に指定された場合、特段の事情のない限り、当該相続人に相続債務もすべて相続させる旨の意思が表示されたものと解すべきであり、これにより、相続人間においては、当該相続人が指定相続分の割合に応じて相続債務をすべて承継することになると解するのが相当である。

2 上記遺言による相続債務についての相続分の指定は、相続債権者に対してはその効力が及ばないものと解するのが相当であり、各相続人は、相続債権者から法定相続分に従った相続債務の履行を求められたときには、これに応じなければならないが、相続債権者の方から相続債務についての相続分の指定の効力を承認し、各相続人に対し指定相続分に応じた相続債務の履行を請求することは、妨げられないというべきである。

3 相続人のうちの 1 人に対して財産全部を相続させる旨の遺言がされ、当該相続人が相続債務もすべて承継したと解される場合、遺留分の侵害額の算定においては、遺留分権利者の法定相続分に応じた相続債務の額を遺留分の額に加算することは許されないものと解するのが相当である。〔科目：家族法〕

*** 2009.03.27 Minshu Vol.63. No.3 p.449ff.

最二判平成 21・3・27 民集 63・3・449：譲渡禁止特約に反する債権譲渡と債権者による無効主張の可否

債権の譲渡性を否定する意思表示した譲渡禁止の特約は、債務者の利益を保護するために付されるものと解される。そうすると、譲渡禁止の特約に反して債権を譲渡した債権者は、同特約の存在を理由に譲渡の無効を主張する独自の利益を有しないのであって、債務者に譲渡の無効を主張する意思があることが明らかであるなどの特段の事情がない限り、その無効を主張することは許されないと解するのが相当である。〔科目：金融取引法〕

被上告人は、自ら譲渡禁止の特約に反して本件債権を譲渡した債権者であり、債務者である A は、本件債権譲渡の無効を主張することなく債権者不確知を理由として本件債権の債権額に相当する金員を供託しているというのである。そうすると、被上告人には譲渡禁止の特約の存在を理由とする本件債権譲渡の無効を主張する独自の利益はなく、前記特段の事情の存在もうかがわれないから、被上告人が上記無効を主張することは許されないものというべきである。

*** 2009.07.03 Minshu Vol.63. No.6 p.1047ff.

最二判平成 21・7・03 民集 63・6・1047：担保不動産収益執行後の賃料債権の帰属と管理人の権限

1 担保不動産収益執行の管理人は担保不動産の収益に係る給付を求める権利を行使する権限を取得するととどまり、同権利自体は、担保不動産収益執行の開始決定の効力が生じた後に弁済期の到来するものであっても、所有者に帰属する。

2 賃借人が抵当権設定登記の前に取得した賃貸人に対する債権については、賃料債権と相殺することへの賃借人の期待が抵当権の効力に優先して保護されるべきであるから（最三判平成 13・3・13 民集 55 卷 2 号 363 参照）、抵当不動産の賃借人は、担保不動産収益執行の開始決定の効力が生じた後においても、抵当権設定登記の前に取得した賃貸人に対する債権を自働債権とし賃料債権を受働債権とする相殺をもって管理人に対抗することができる。〔科目：金融取引法〕

** 2009.01.22 Minshu Vol.21 No.1 p.247ff.

最一小判平成 21・1・22 民集 63・1・247：継続的な金銭消費貸借取引における過払金返還請求権の消滅時効の起算点

継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約のなかに、借入金債務につき利息制限法 1 条 1 項の制限を超える利息の弁済により過払金が発生したときは、他の借入金債務が存在しなければ過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意がある場合は、上記取引により生じた過払金返還請求権の消滅時効は、特段の事情がない限り、過払金発生時からではなく、上記取引が終了した時から進行する。〔科目：金融取引法〕

** 2009.03.10 Minshu Vol.63 No.3 p.385ff.

最三小判平成 21・3・10 民集 63・3・385：所有権留保をした者の目的動産の撤去義務

動産購入代金の立替金債務の担保として動産の所有権を留保した者は、第三者の土地上に存在してその土地所有権の行使を妨害している当該動産について、弁済期到来前は、特段の事情がない限り、撤去義務や不法行為責任を負わないが、弁済期経過後はその所有権が担保権の性質を有するからといって上記義務を免れないとされた事例。〔科目：金融取引法〕

** 2009.04.14 Hanrei-jihou No.2047 p.118ff.

最三判平成 21・4・14 判時 2047・118：期限利益喪失を前提とする書面の交付と再度の期限利益付与

貸金業者が、借主に対し、期限の利益の喪失を宥恕し、再度期限の利益を付与したとした原審の判断に違法があるとされた事例〔科目：金融取引法〕

上告人が、上記期限の利益の喪失後は、被上告人 Y1 に対し、上記のような、期限の利益を喪失したことを前提とする記載がされた書面を交付していたとすれば、上告人が別途同書面の記載内容とは異なる内容の請求をしていたなどの特段の事情のない限り、上告人が同書面の記載内容と矛盾する宥恕や期限の利益の再度付与の意思表示をしたとは認められないというべきである。そして、上告人が残元利金の一括支払を請求していないなどの原審が指摘する事情は、上記特段の事情に当たるものではない。

** 2009.04.28 Minshu Vol.63 No.4 p.853ff.

最三判平成 21・4・28 民集 63・4・853：不法行為責任の除斥期間と民法 160 条の法意による制限

被害者を殺害した加害者が被害者の相続人において被害者の死亡の事実を知り得ない状況を殊更に作出し、そのために相続人はその事実を知ることができず、相続人が確定しないまま上記殺害の時から 20 年が経過した場合において、その後相続人が確定した時から 6 か月内に相続人が上記殺害に係る不法行為に基づく損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法 160 条の法意に照らし、同法 72 条後段の効果は生じない。〔科目：損害賠償法〕

前記事実関係によれば、上告人が本件殺害行為後に A の死体を自宅の床下に掘った穴に埋めて隠匿するなどしたため、B、C 及び被上告人らは A の死亡の事実を知ることができず、相続人が確定せず損害賠償請求権を行使する機会がないまま本件

殺害行為から20年が経過したというのである。

**** 2009.07.10 Minshu Vol.63 No.6 p.1170ff.**

最二判平成 21・7・10 民集 63・6・117：判例以前における利息制限法違反の利息の受領と悪意の受益者

期限の利益喪失特約の下での利息制限法所定の制限を超える利息の支払の任意性を否定した最高裁判所の判決（最二判平成 18・1・31 民集 60・1・1）以前に、貸金業者が同特約の下で制限超過部分を受領したことのみを理由に、当該貸金業者を民法704条の「悪意の受益者」と推定することはできない。〔科目：損害賠償法、金融取引法〕

****2009.09.04 Minshu Vol.63 No.7 p.1445ff.**

最二判平成 21・9・4 民集 63・7・1445：貸金業者が弁済を受ける行為による不法行為の成否

貸金業者が借主に対し貸金の支払を請求し借主から弁済を受ける行為が不法行為を構成するのは、貸金業者が当該貸金債権が事実的、法律的根拠を欠くものであることを知りながら、または通常の貸金業者であれば容易にそのことを知り得たのに、あえてその請求をしたなど、その行為の態様が社会通念に照らして著しく相当性を欠く場合に限られ、この理は、当該貸金業者が過払金の受領につき民法704条所定の悪意の受益者であると推定されるときであっても異ならない。〔科目：損害賠償法、金融取引法〕

被上告人の上告人に対する貸金の支払請求ないし上告人からの弁済金の受領が、暴行、脅迫等を伴うものであったことはいわがわかれず、また、第1取引に基づき過払金が発生した当時、貸金業法43条1項（平成18年法律第115号による改正前のもの）により、制限超過部分についても一定の要件の下にこれを有効な利息債務の弁済とみなすものとされており、しかも、その適用要件の解釈につき下級審裁判例の見解は分かれていて、当審の判断も示されていなかったことは当裁判所に顕著であって、このことからすると、被上告人が、上記過払金の発生以後、貸金債権が事実的、法律的根拠を欠くものであることを知りながら、又は通常の貸金業者であれば容易にそのことを知り得たのにあえてその請求をしたということもできず、その行為の態様が社会通念に照らして著しく相当性を欠くものであったとはいえない。

****2009.11.09 Hahrei-times No.1313 p.112ff.**

最二判平成 21・11・9 判タ 1313・112：民法704条後段（悪意の受益者）と不法行為責任の関係

民法704条後段の規定は悪意の受益者が不法行為の要件を充足する限りにおいて、不法行為責任を負うことを注意的に規定したものにすぎず、悪意の受益者に対して不法行為責任とは異なる特別の責任を負わせたものではない。〔科目：損害賠償法、金融取引法〕

上告人が残元金の存在を前提とする支払の請求をし過払金の受領を続けた行為が不法行為には当たらないことについては、原審が既に判断を示しており、その判断は正当として是認することができるから、被上告人の民法704条後段に基づく損害賠償請求は理由がないことが明らかである。

****2009.11.27 Saibansho-jihou No.1496 p.15ff.**

最二判平成 21・11・27 裁判所時報 1496・15：借地上建物の建替・共有関係に伴う無断譲渡・転貸と背信行為

1 賃借人が借地上の建物の建て替えに当たり新築建物を賃借人とその妻子の共有とすることにつき賃借人から承諾を得ていた場合において、賃借人が自らは新築建物の共有者とはならず妻子の共有とすることを容認して借地を無断転貸したことにつき、賃借人に対する背信行為と認めるに足りない特段の事情があるとされた事例。

2 賃借人が、借地上の建物の共有者である賃借人の子がその妻に離婚に伴う財産分与としてその持分を譲渡することを容認して借地を無断転貸したことにつき、賃借人に対する背信行為と認めるに足りない特段の事情があるとされた事例。〔科目：契約法〕

* 2009.03.27 Hanrei-jihou No.2039 p.12ff.

最二判平成 21・3・27 判時 2039・12：麻酔医の注意義務違反の過失、死亡との相当因果関係

全身麻酔と局所麻酔の併用による手術中に麻酔による心停止が原因で患者が死亡した場合において、麻酔医に全身麻酔薬と局所麻酔薬の投与量を調整すべき注意義務を怠った過失があり、同過失と死亡との間に相当因果関係があるとされた事例。〔科目：損害賠償法〕

* 2009.07.17 Hanrei-jihou No.2056 p.61ff.

最二判平成 21・07・17 判時 2056・61：錯誤無効による代金返還請求と移転登録手続請求の同時履行関係

自動車の買主が、当該自動車が車台の接合等により複数の車台番号を有することが判明したとして、錯誤を理由に売買代金の返還を求めたのに対し、売主が移転登録手続との同時履行を主張することが信義則上許されないとされた事例。〔科目：契約法〕

*2009.07.17 Hanrei-jihou No.2048 p.9ff.

最二判平成 21・7・17 判時 2048・9：過払金の悪意の受益者の負う利息返還義務の発生時期

継続的な金銭消費貸借取引をめぐり、借主による過払金返還請求権の行使が認められる場合において、不当利得たる過払金につき悪意の受益者である貸主が付すべき利息は、各過払金発生時から発生する。〔科目：金融取引法〕

*2009.10.23 Hanrei-times No.1313 p.115ff.

最二判平成 21・10・23 判タ 1313・115:名誉毀損を理由とする損害賠償請求訴訟の提起による不法行為の成否

施設入所者に対する虐待行為が行われている旨の記事が新聞に掲載されたことに関し、複数の目撃供述等が存在することを認識していたものの、他の事情から虐待行為はなかったとして、同施設を設置経営する法人が新聞への情報提供者である職員らに対してした損害賠償請求訴訟の提起が違法な行為とはいえないとされた事例。〔科目：損害賠償法〕